

桶川北本水道企業団入札参加意思確認型契約方式試行要綱

平成 27 年 12 月 16 日
要 綱 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桶川北本水道企業団が発注する建設工事（以下「建設工事」という。）のうち、施工できる者が 1 者しかない可能性の高い建設工事において、入札参加意思確認型契約方式（以下「契約方式」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 この契約方式は、施工できる者が 1 者しかない可能性の高い建設工事において、当該施工できる者（以下「特定者」という。）以外に施工できる者があるかどうかを確認する場合において、当該工事内容を明らかにした上で、他者の入札参加意思の有無を確認することにより、随意契約とする場合の手續の透明性を確保するものである。また、あわせて特定者との価格交渉により、適切な予定価格を決定する。

(特定者の選定)

第 3 条 この契約方式を実施するに際し、企業長は、その工事の規模、内容及び特殊性等を総合的に勘案し、特定者を予め選定するものとする。

(特定者に求める要件)

第 4 条 この契約方式における特定者に求める要件は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手續開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手續開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手續開始決定又は再生手續開始決定を受けている者は、この限りでない。
- (3) 桶川北本水道企業団建設工事等指名競争入札参加資格者名簿に、対象工事に対応する業種で登録されている者であること。

(4) 開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（建設業法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項についての審査をいう。）を受けていること。

(5) 公示の日から契約の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 桶川北本水道企業団の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成27年要綱第1号）（以下「入札参加停止要綱」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

イ 桶川北本水道企業団の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成27年要綱第2号）に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（契約予定価格）

第5条 特定者との契約予定価格は、企業長が別に定める方法により特定者から見積りを徴取する。

（参加意思の確認）

第6条 企業長は、特定者を除く当該工事の入札への参加者の有無を確認するため、一般競争入札（事前審査型）の手続を実施する。

（参加要件）

第7条 前条における一般競争入札の手続において特定者を除くこの工事への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）に求める参加要件は、第4条に規定する要件を満たす者で、直近の2か年度において企業団が発注した工事のうち対象業種に係る工事成績点数の各年度の平均が極めて低い者でなく、かつ当該工事を施工する能力を有する者とする。

（告示内容）

第8条 企業長は、第6条における一般競争入札の手続を実施しようとする場合においては、次に定める事項を含む内容を告示するものとする。

- (1) 工事名、工事概要及び工事期間
- (2) 工事の目的
- (3) 前条に定める参加要件

- (4) 特定者の所在地、商号又は名称
- (5) 特定者との契約予定価格
- (6) 参加希望者の有無を確認するための入札である旨
- (7) 工事主管課の名称、所在地
- (8) 当該工事を施工するのに必要な要件を満足することを確認するための書類（以下「申請書」という。）の提出期限、提出場所及び提出方法
- (9) 第3号の参加要件を満たすと認められる者がいない場合においては、特定者との随意契約手続に移行する旨
- (10) 第3号の参加要件を満たすと認められる者がいる場合においては、特定者と当該参加希望者による競争となる旨
- (11) 当該工事に対応する業種及び建設業法第27条の23の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日
- (12) 前各号に掲げるもののほか、企業長が必要と認める事項（特定者に対する通知）

第9条 一般競争入札の実施に際しては、企業長は、特定者に対し、あらかじめ掲げる事項を書面にて通知するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 告示日
- (3) 特定者として選定していること
- (4) 契約予定価格
- (5) 特定者の所在地、商号又は名称
（申請書の提出）

第10条 参加希望者は、参加意思確認申請書（別記様式。以下「申請書」という。）に参加資格等を確認できる資料を添えて企業長に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、告示日の翌日から起算して15日を経過する日まで（桶川北本水道企業団の休日を定める条例（平成2年条例第3号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）とする。ただし、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

(設計図書等に対する質問)

第 1 1 条 参加希望者は、設計図書等に対して質問がある場合は、書面により企業長に提出しなければならない。

2 前項の規定による質問の提出があった場合において、当該質問に対する回答は、企業長が指定する方法により回答する。

3 質問の受付期間は、申請書の提出期限日の 3 日前（休日を除く。）までとする。

4 質問に対する回答期限は、申請書の提出期限日の前日（休日を除く。）までとする。

(申請書の審査)

第 1 2 条 企業長は、参加希望者から申請書が提出された場合においては、申請書の提出期限日から起算して 1 0 日以内（休日を除く。）に、参加希望者が第 7 条で定める参加要件を満たすかについて審査を行うものとする。

2 企業長は、必要に応じ参加希望者に対して、参加要件について審査するためにヒアリングを実施することができるものとする。

(審査結果の通知)

第 1 3 条 企業長は、前条の審査結果を参加希望者に対して、書面にて通知するものとする。

(契約者決定方法)

第 1 4 条 企業長は、参加要件を満たす者がいると認められる場合においては、特定者及び参加要件を満たす者により、当該一般競争入札により契約の相手先を決定するものとする。

2 企業長は、申請書の提出者がいない場合または参加希望者の全員がそれぞれ次のいずれかに該当することにより特定者以外の参加者がいない場合においては、当該一般競争入札の手続きを取り止め、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 に基づき、特定者と随意契約手続に移行するものとする。

(1) 参加要件を満たすと認められない場合

(2) 提出された申請書の内容に虚偽が判明した場合

(3) 審査結果の通知後、契約を締結する前に、第 4 条第 5 号に該当するこ

ととなった場合

(4) 申請を取り下げた場合

(5) 第13条の通知後に入札又は見積りを辞退した場合

(結果の公表)

第15条 企業長は、入札等の結果を公表するものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。